

# 「株券上場審査基準の取扱い」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

- ・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 1
- ・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 3
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 4
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 6
- ・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 7

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、<u>審査対象期間</u>の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、<u>連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、aからcまでの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。</u></p> <p>f～m (略)</p> <p>(6) 時価総額</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 前(5) d、e、h及びmの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と、<u>「aからcまで」とあるのは「b及びc」と読み替えるものとする。</u></p> <p>e・f (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、<u>1年間</u>の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、<u>利益の額を月割按分することにより1年間</u>の利益の額を算定するものとする。</p> <p>f～m (略)</p> <p>(6) 時価総額</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 前(5) d、e、h及びmの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p>
<p>6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3)の2 (略)</p> <p>(4) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4号bに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書（「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事</p>	<p>6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3)の2 (略)</p> <p>(4) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4号bに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書（「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事</p>

業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

付 則

1. この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。
2. 改正後の2の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の公募等に係る配分)</p> <p><b>第5条</b> 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。</p> <p>2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、<u>当取引所が適当と認める場合には</u>、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。</p>	<p>(上場前の公募等に係る配分)</p> <p><b>第5条</b> 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正かつ公平に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。</p> <p>2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部  
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第1号qに掲げる事項</p> <p><u>次の(a)から(j)まで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、(h)及び(i)を除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。</u></p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p><u>(h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下このeにおいて同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。</u></p> <p><u>(i) 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。</u></p> <p>(j) (略)</p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第1号qに掲げる事項</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(h) (略)</p>

f～1 (略)

(1)の2～(3) (略)

## 2 第3条(子会社等の情報の開示)関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～h (略)

i 第1号iに掲げる事項

次の(a)から(h)まで(子会社等が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあつては、(h)を除く。)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(g) (略)

(h) 孫会社取得に係る対価の額(孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下このiにおいて同じ。)に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

j～o (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

f～1 (略)

(1)の2～(3) (略)

## 2 第3条(子会社等の情報の開示)関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～h (略)

i 第1号iに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(g) (略)

(新設)

j～o (略)

(2) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（<u>連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。</u>）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（<u>財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。</u>）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、<u>株券上場審査基準の取扱い2(4)bに規定する連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)cに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）</u>が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、<u>上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同aに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</u></p> <p>b～f (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、<u>株券上場審査基準の取扱い2(4)bに規定する連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)cに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</u></p> <p>b～f (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。<u>以下日数計算について同じ。</u>）の日</p>





(15)・(16) (略)

(15)・(16) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。